

「重度障がい者の住まいに関する専門部会」企画案

提案者：障がい者支援課

1 設置目的

福岡市では、令和3年に改定した福岡市保健福祉総合計画において、「障がいのある人とない人が等しく地域の中で自立し、社会の一員として共に生きる社会」を目指し、障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据えた施策に取り組んでいる。

これにより、緊急時の対応や地域移行等の機能を担う地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、障がい者グループホームに関する補助の拡大により、グループホームの設置数は大幅に増えている。

しかし、グループホームの数は増えている一方で、特に支援が必要な重度の障がいの場合は、夜間の人員配置も含めた支援が必要であるが、現行の報酬や補助金では賅えないため、入居が困難であり、受け入れが進んでいない。また、強度行動障がいがある場合、賃貸住宅の入居が困難である。

以上のことから、本部会では、特に住まいの場の確保が困難である「強度行動障がい」「重症心身障がい」のある人に対象を絞って、住まいの場の確保について検討・提案を行うことを目的とする。

2 名称

「重度障がい者の住まいに関する専門部会」とする。

3 協議事項

- (1) 強度行動障がい児・者の住まいの場について
- (2) 重症心身障がい児・者の住まいの場について

※上記の対象者について、住まいの場となるグループホームや民間賃貸住宅等の住宅の確保について協議する。

4 部会委員構成（案）

- (1) 福岡市民間障がい施設協議会
- (2) 福岡市障がい者生活支援事業所連絡会
- (3) 療養介護事業者
- (4) 福岡市社会福祉協議会
- (5) 福岡市身体障害者福祉協会
- (6) 福岡市手をつなぐ育成会
- (7) NPO法人障がい者より良い暮らしネット
- (8) 障がい者地域・生活行動支援センター か～む
- (9) 相談支援機能強化専門員
- (10) その他必要な委員

※既に設置されている「福岡市強度行動障がい者支援調査研究会」、「医療的ケア児等支援協議会」の委員からも若干名重複させることとし、それぞれとの連携も図る。

5 事務局

市（障がい者支援課、障がい企画課、障がい福祉課、こども発達支援課、住宅計画課）、市障がい者基幹相談支援センター

6 スケジュール（案）

- ・ 令和6年5月～令和7年2月（適宜開催） 課題の整理、改善策の協議、中間提言案の作成
- ・ 令和7年3月 市協議会に中間提言を報告
- ・ 令和7年4月～令和8年2月（適宜開催） 改善策の協議、最終提言案の作成
- ・ 令和8年3月 市協議会に最終提言を報告